

県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第97号

県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の定数)			(選挙区及び各選挙区の定数)		
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		議員数	選挙区		議員数
名称	区域		名称	区域	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
宮古	宮古市	<u>2人</u>	宮古	宮古市 <u>下閉伊郡</u>	<u>3人</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
紫波	紫波郡	2人	紫波	紫波郡	2人
<u>下閉伊</u>	<u>下閉伊郡</u>	<u>1人</u>			
九戸	九戸郡軽米町	1人	九戸	九戸郡軽米町	1人
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。